

議案第62号

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

開発行為の許可	1件につき		
(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為			
開発区域の面積が0.3ヘクタール未満		22,000円	
〃 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満		43,000円	
〃 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満		86,000円	
〃 1ヘクタール以上3ヘクタール未満		130,000円	
〃 3ヘクタール以上6ヘクタール未満		170,000円	
〃 6ヘクタール以上10ヘクタール未満		220,000円	

<p>上</p> <p>10ヘクタール以上</p>	300,000円	
<p>(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為</p> <p>開発区域の面積が0.3ヘクタール未満</p>	30,000円	
<p>0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満</p>	65,000円	
<p>0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満</p>	120,000円	
<p>1ヘクタール以上3ヘクタール未満</p>	200,000円	
<p>3ヘクタール以上6ヘクタール未満</p>	270,000円	
<p>6ヘクタール以上10ヘクタール未満</p>	340,000円	
<p>10ヘクタール以上</p>	480,000円	
<p>(3) その他の開発行為</p> <p>開発区域の面積が0.3ヘクタール未満</p>	130,000円	
<p>0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満</p>	190,000円	
<p>0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満</p>	260,000円	
<p>1ヘクタール以上3ヘクタール未満</p>	390,000円	
<p>3ヘクタール以上6ヘクタール未満</p>	510,000円	
<p>6ヘクタール以上10ヘクタール未満</p>	660,000円	
<p>10ヘクタール以上</p>	870,000円	

」を

「

<p>開発行為の許可</p> <p>(1) 主として自己の居住の用に供する住</p>	1件につき		
--	-------	--	--

宅の建築の用に供する目的で行う開発行為		
開発区域の面積が0.3ヘクタール未満	22,000円	
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	43,000円	
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	89,000円	
開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	130,000円	
開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	170,000円	
開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	220,000円	
開発区域の面積が10ヘクタール以上	300,000円	
(2) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為		
開発区域の面積が0.3ヘクタール未満	30,000円	
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	65,000円	
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	120,000円	
開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	200,000円	
開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	280,000円	
開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	340,000円	
開発区域の面積が10ヘクタール以上	480,000円	
(3) その他の開発行為		
開発区域の面積が0.3ヘクタール未満	130,000円	
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	190,000円	
開発区域の面積が0.6ヘクタール	270,000円	



クタール未満 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10 ヘクタール未満		680,000円	
造成宅地の面積が10ヘクタール以上		870,000円	

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

#### 提案理由

開発行為の許可及び優良宅地造成の認定に係る手数料の額を改定するため、本案を提出する。